資料１－３

新型コロナウイルスの変異株（オミクロン株）の発生に伴う対応について

１　経　緯

・　**WHO**は、11 月 24 日に南アフリカ等で検出されている変異株 B.1.1.529 系統を、VUM（監視下の変異株）に分類したが、11 月 26 日にウイルス特性の変化可能性を考慮し、**VOC（懸念すべき変異株）に位置付けを変更し、「オミクロン株」と命名**した。

・　**国立感染症研究所**は、11 月 26 日に同変異株を VOI（注目すべき変異株）として位置付けたが、11 月 28 日に国外における情報と国内のリスク評価の更新に基づき、**VOC（懸念すべき変異株）に変更**した。

２　オミクロン株について（国立感染症研究所の報告から）

・　デルタ株に比べて**感染・伝播性はかなり高い**と推測される。

・　**既存ワクチン効果の著しい低下**及び**再感染リスクの増加**が懸念される。

・　重症度の上昇を示唆する所見は現段階では見られていない。

３　感染者の確認状況

（１）　**世界　76 か国**において確認（12 月 14 日現在、WHO）

（２）　**日本　17 名**を確認（12 月 13 日まで）

　　・　空港検疫 16 名、感染者と同じ航空機で入国１名

　　・　滞在国：ナミビア（３）、ペルー（１）、イタリア（１）、ナイジェリア（２）、米国（４）、モザンビーク（１）、コンゴ民主共和国（３）、スリランカ（１）、ケニア（１）

（３）　**県内**

　・　感染者　　　０名

　・　濃厚接触者　１名（県内の宿泊療養施設に滞在中）

４　国の水際対策（検疫等）

・　11 月 26 日に、「水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域」に**南アフリカ等６か国を指定**し、入国者に対し宿泊施設にて**10 日間の待機**を求めることとされた。（**12 月 14 日現在、46 か国・地域を指定**。国・地域に応じて３～10 日間の待機）

・　11 月 30 日午前０時以降、外国人の新規入国が停止された。

５　県の対応について

・　今後確認される患者について、原則として **L452R 変異株 PCR 検査及びゲノム解析**を実施

・　オミクロン株の感染が確定した場合は、**入院**（原則として個室管理、陰圧管理）とし、PCR 検査等での**陰性確認**後に退院

・　濃厚接触者は、宿泊療養施設に滞在

・　個人の基本的感染予防策について、県民への呼びかけを継続。